

第45号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第31号左欄の(1)中「許可」の次に「（法附則第2項の規定による農林水産大臣との協議を要するものを除く。(3)、(5)及び(7)において同じ。）」を加え、同欄中(2)を削り、同欄の(3)中「第4条第4項」を「第4条第7項」に改め、「付加」の次に「（(1)に規定する許可に係るものに限る。）」を加え、同欄中(3)を(2)とし、同欄の(4)中「第4条第5項」を「第4条第8項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、同欄中(4)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第4条第9項の規定による農業委員会の意見の聴取（(3)に規定する協議に係るものに限る。）

第2条の表第31号左欄の(6)中「付加」の次に「（(5)に規定する許可に係るものに限る。）」を加え、同欄の(7)中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同欄中(16)を削り、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、同欄の(13)中「交付」の次に「（(13)に規定する命令に係るものに限る。(15)及び(16)において同じ。）」を加え、同欄中(13)を(14)とし、同欄の(12)中「講ずることの命令」の次に「（(1)又は(5)に掲げる事務に係るものに限る。）」を加え、同欄中(12)を(13)とし、同欄の(11)中「(10)」を「(11)」に、「(12)」を「(13)」に改め、同欄中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、同欄の(9)中「(8)」を「(9)」に、「(10)」を「(11)」に改め、同欄中(9)を(10)とし、同欄の(8)中「(12)」を「(13)」に、「(4)」を「(3)」に改め、同欄中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第5条第5項において準用する法第4条第9項の規定による農業委員会の意見の聴取（(7)に規定する協議に係るものに限る。）

第2条の表第31号左欄に次のように加える。

(17) 法第52条の4の規定による措置の要請の受理（(1)又は(5)に掲げる事務に係

るものに限る。)

- (18) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第41条第2項の規定による意見の聴取(1)又は(5)に規定する許可に係るものに限る。)

第2条の表第31号右欄中「(1)から(15)までに係る事務にあつては」及び「(16)に規定する農林水産大臣との協議を要する許可又は協議に係るものにあつては、松江市、浜田市、出雲市及び江津市に限る。」、(16)に係る事務にあつては松江市、浜田市、出雲市及び江津市」を削る。

第2条の表第38号左欄中「という。)」の次に「及び組合等登記令(昭和39年政令第29号)」を加え、同欄の(1)中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改め、同欄の(2)中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改め、同欄の(3)中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同欄の(4)中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同欄の(5)中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同欄の(6)中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同欄の(7)中「第72条の18の9第3項」を「第72条の43第3項」に改め、同欄の(8)中「第72条の18の9第4項」を「第72条の43第4項」に改め、同欄の(9)中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同欄中(17)を(19)とし、(12)から(16)までを(14)から(18)までとし、(11)を削り、同欄の(10)中「第73条の12」を「第73条の10」に改め、同欄中(10)を(13)とし、(9)の次に次のように加える。

- (10) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による官報による公告及び事業を廃止していない旨の届出の受理
- (11) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第2項の規定による官報による公告をした旨の通知
- (12) 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による継続した旨の届出の受理

第2条の表第38号左欄に次のように加える。

- (20) 組合等登記令第14条第4項又は第26条第2項の規定による解散の登記の囑託

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で同日以後においては飯南町長、川本町長、美郷町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長及び隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ飯南町長、川本町長、美郷町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長及び隠岐の島町長のした処分その他の行為又は飯南町長、川本町長、美郷町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長及び隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。